

# 会津若松市歴史的風致維持向上計画について

～先人から託された歴史資源の魅力向上と次世代への継承～

計画期間 令和5年度（2023）～ 令和14年度（2032）



会津藩主参勤交代行列図（江戸末期）

会津若松市

# 歴史まちづくりのイメージ

市では、平成29年(2017)に、会津若松市第7次総合計画(以下「総合計画」という。)を策定し、歴史や文化の政策分野における目指す町の姿として『豊かな歴史資源の継承のもと歴史や文化を発信するまち』を掲げ、「歴史資源、伝統文化の保存、継承」を施策に定めています。

また、観光の政策分野における目指すまちの姿として『歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち』を掲げ、「歴史的・文化的な資源・資産や自然資源の活用」を施策に定めています。

さらに、景観の政策分野における目指すまちの姿として『自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれたまち』を掲げ、「史跡、名勝等の文化財を活かしたまちなみの形成」を施策に定め、歴史や文化の分野、観光の分野、景観の分野において様々な取組を進めているところです。

幾重にも集積している歴史と文化を活かしたまちづくりの実現のため、地域に残る歴史的・文化的資源を見つめ直し、これら先人から受け継いだ貴重な財産の魅力を高めて次代へ継承するため、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めていきます。

## 歴史まちづくりのイメージ

### 本市における歴史まちづくりの目標

先人が育んできた歴史、文化、伝統産業などの貴重な財産を  
守り、育て、磨き上げることで  
良好な状態で次世代に継承する



本計画の果たす役割

### 歴史まちづくりのアクションプラン

- 守るべき歴史資源(市民の財産)の掘り起こし
- 維持していく手法、磨き上げていく手法、継承する手法などの明確化
- 多くの市民の方々に理解していただくための効果的な情報発信



本計画をもとに

- 今後も歴史的風致の掘り起こしを継続的に進める
- 歴史的風致のまちづくりへの活用法を検討する

# 歴史的風致の定義

## 歴史まちづくり法とは

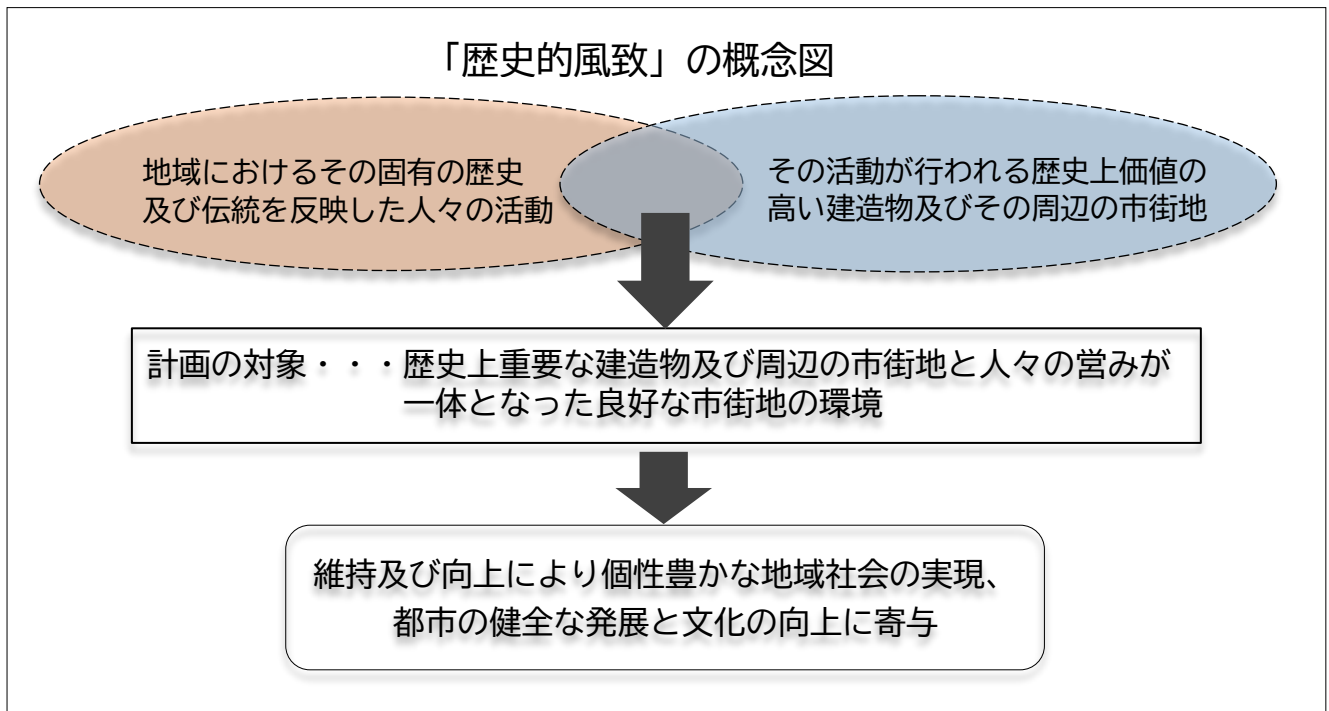
日本各地には、城や神社などの歴史上価値の高い建造物とその周辺における町家などの歴史的な建造物が残されており、そこで伝統的な祭礼行事や産業など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情、情緒、たぐいまれな醸し出しています。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）は、このような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成 20 年 11 月 4 日に施行されました。

## 歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（法第 1 条）と定義されています。

「歴史的風致」の概念図は以下に示すとおりです。



### ■歴史的風致を形成する建造物等とは

本計画では、建造物及び建造物以外の人の手により作られた工作物（護岸、石垣、庭園、石塔、窯、銅像等）を含む、概ね 50 年以上の歴史を有するものと定義します。

### ■歴史的風致を形成する活動とは

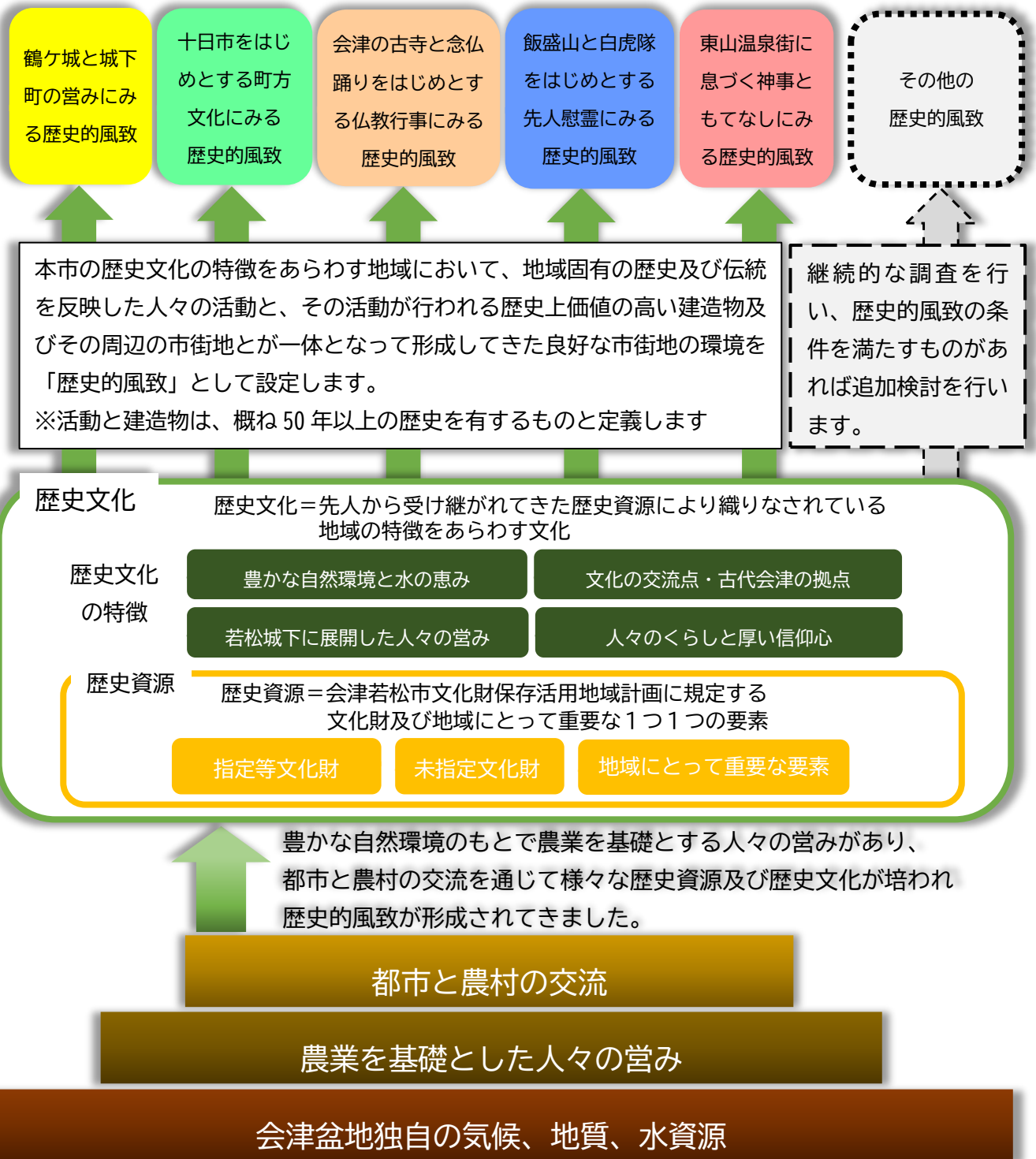
本計画では、地域住民等により概ね 50 年以上継続して行われているもので、外から見ることができ、また、雰囲気を感じることができる、におい、香り、音（楽器音や作業音、声）、煙、蒸気などを伴うものと定義します。

# 会津若松市の維持及び向上すべき歴史的風致

本市は、会津盆地の南東部に位置し、市域は、盆地内の平地部、猪苗代湖西岸部及び盆地の東部から南部に続く山間部にわたっています。また、本市には盆地中央を北流する阿賀川、猪苗代湖から流出し阿賀川に合流する日橋川等、多くの川が流れており、東山から流出する湯川は、現在の市街地が位置する扇状地を形成しました。

こうした豊かな自然環境は稲作をはじめとする農業を支える基盤となり、また、漆器や酒造、みそ醤油の醸造など幅広い分野の産業を発展させ、都市部と農村部が交流することにより、それぞれの地域の歴史や文化が融合し合い、今日の会津若松市が形成されてきました。

会津若松市における歴史的風致の設定の概念図



# 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針、事業実施により見込まれる効果

歴史的風致を取り巻く多くの課題に対し、方針に沿った事業を位置づけ、実施していくことで歴史まちづくりに対する効果が得られます。  
詳細については以下に示す一覧のとおりです。

| 分類                         | 歴史的風致の維持及び向上に関する課題  | 歴史的風致の維持及び向上に関する方針  | 【事業番号】 事業名   | 事業実施により見込まれる効果   |
|----------------------------|---|---|--|--|
| (1) 歴史的建造物                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的建造物の滅失</li> <li>○ 維持管理が十分でない歴史的建造物の増加</li> <li>○ 歴史的建造物の価値に対する認識の不足</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的建造物の改修等に対する支援</li> <li>○ 歴史的建造物への調査や維持管理等の保存活動を支える人材の育成支援</li> <li>○ 歴史的建造物の価値等の普及啓発</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>【(1)-①】 歴史的建造物保存活用マッチング支援事業</li> <li>【(1)-②】 歴史的建造物調査等ハリテージ事業</li> <li>【(1)-③】 歴史的建造物整備支援事業</li> <li>【(1)-④】 歴史的風致維持向上計画整備方針策定事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳細調査による価値の明確化</li> <li>○ 保存に係る人材育成</li> <li>○ 歴史的建造物の保存・活用に関する民間活動の活発化等</li> </ul>                        |
| (2) 歴史的な街なみ、景観             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的な街なみの消失</li> <li>○ 歴史的な街なみ、景観の保存の意義に対する認識不足</li> <li>○ 歴史的な街なみの周辺の一部の歩道で十分な幅員が確保されていない</li> <li>○ 観光地等における良好な景観の阻害</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的建造物の修景等による歴史的街なみ、景観の形成</li> <li>○ 歴史的な街なみ、景観の保存の意義に関する普及啓発</li> <li>○ 歩道整備の推進や電線地中化の検討</li> <li>○ 観光地等における良好な景観の形成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【(2)-①】 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想事業</li> <li>【(2)-②】 温泉地域活性化推進事業</li> <li>【(2)-③】 城前団地建替事業</li> <li>【(2)-④】 藤室鍛冶屋敷線歩道整備事業</li> <li>【(2)-⑤】 美しい会津若松景観助成事業</li> <li>【(2)-⑥】 屋外広告物適正化推進事業</li> <li>【(2)-⑦】 大好きな会津絵画コンクール事業</li> <li>【(2)-⑧】 材木町団地建替事業</li> <li>【(2)-⑨】 八葉寺阿弥陀堂周辺整備事業</li> <li>【(2)-⑩】 飯盛山墳墓域周辺整備事業</li> <li>【(2)-⑪】 東山温泉街湯川周辺整備事業</li> <li>【(2)-⑫】 会津若松駅中町線景観改善事業</li> <li>【(2)-⑬】 国道 252 号無電柱化事業</li> <li>【(2)-⑭】 県立病院跡地利活用事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的街なみ、景観の保全、形成</li> <li>○ 観光客が歴史的な街なみを散策できる環境</li> <li>○ 街の賑わい創出</li> <li>○ インバウンドを含む交流人口の拡大等</li> </ul> |
| (3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部の文化財及びその周辺環境で保存活用のための十分な整備が行われていない</li> <li>○ 指定文化財の一部で十分な維持管理が行われていない</li> <li>○ 一部の文化財について個別の保存活用計画が策定されていない</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財の適切な保存・活用</li> <li>○ 文化財の維持管理への費用支援</li> <li>○ 個別の保存活用計画の策定推進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【(3)-①】 史跡若松城跡総合整備計画事業</li> <li>【(3)-②】 文化財保存活用地域計画推進事業</li> <li>【(3)-③】 鶴ヶ城公園整備事業</li> <li>【(3)-④】 庁舎整備事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財の活用までを見据えた整備の実施</li> <li>○ 未指定文化財等の保存・活用等</li> </ul>   |
| (4) 伝統行事や伝統技術等の伝統文化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝統行事や伝統技術等の地域における担い手の不足</li> <li>○ 祭礼の伝承活動に要する経費負担の増加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝統行事や伝統産業に係る伝統技術の担い手育成支援</li> <li>○ 祭礼の伝承活動に要する経費の支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【(4)-①】 会津まつり支援事業</li> <li>【(4)-②】 十日市支援事業</li> <li>【(4)-③】 特用林ウルシ樹育成事業</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手となる人材確保</li> <li>○ 伝統産業の継承等</li> </ul>   |